

事務連絡  
平成25年2月12日

建設業団体の長 様

兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室長

経営事項審査申請書等の販売について（お知らせ）

平素は、本県の建設業の振興に格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、経営事項審査申請用紙等については、現在、(財)兵庫県住宅建築総合センター及び(社)兵庫県建設業協会本部、支部において販売されていますが、インターネットを利用して申請書等を簡単に入手できる環境が整ってきたこと等から、平成25年3月末をもって住宅建築総合センターでの販売が中止となります。

このため、4月以降の経営事項審査申請用紙等の入手方法につきましては、県ホームページからのダウンロードにより対応させていただくこととしました。

つきましては、この旨貴協会の会員の皆様にご案内いただくとともに、ダウンロードが困難な方に対しましては、(社)兵庫県建設業協会本部にお問い合わせいただくよう、あわせて案内方お願いします。

なお、インターネットを利用した具体的な申請書等の入手方法を記載したチラシ（別紙）を送付いたしますので、会員への周知にご活用願います。

記

【用紙販売に関する問い合わせ先】

社団法人 兵庫県建設業協会（本部）

〒651-2277

神戸市西区美賀多台1丁目1-2

電話（078）997-2300

【照会先】

兵庫県 県土整備部 県土企画局 総務課建設業室

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-9249（直通）

FAX：078-362-3840

# お知らせ

## 経営事項審査申請書等の入手方法について

現在、経営事項審査申請書等は、(財)兵庫県住宅建築総合センター及び、(社)兵庫県建設業協会本部、支部で販売されていますが、インターネットを利用して申請書等を入手できる環境が整ってきたこと等から、平成25年3月末をもって住宅建築総合センターでの販売が中止となります。

なお、経営事項審査申請書等は、下記の方法で入手が可能ですのでお知らせします。

### 記

#### ● インターネットを利用して入手する方法

1. 兵庫県ホームページ (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>) にアクセス
2. 「組織から探す」をクリック
3. 「県土整備部」「県土企画局」の「建設業室」をクリック
4. 「事業等の紹介、関連するページ」の「経営事項審査について」をクリック

このページ↑から申請書等の様式をダウンロードすることができます。

郵便往復はがきの印刷は「郵便往復はがきの印刷(往信)(返信)」をクリックしてください。

([http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37\\_000000005.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37_000000005.html))

(注意)・表紙は色付き紙でなくても構いません。

・正本1部を作成の上、コピーして副本2部を作成してください。

#### ● インターネットが利用できない場合の入手方法

(社)兵庫県建設業協会本部へお問い合わせください。

所在地：〒651-2277

神戸市西区美賀多台1-1-2

電話：078-997-2300

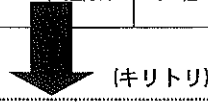
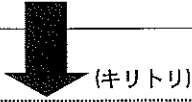
※ 有償頒布となります。郵送を希望される場合は別途送料が必要になります。

その他詳細は上記、お問い合わせください。

郵便往復はがきは兵庫県のホームページからも印刷できます。  
 ホームページを利用されない場合は、下記用紙を郵便往復はがきに貼ってご使用ください。

郵便往復はがき記載例

往信 (表)	返信 (裏)	返信 (表)	往信 (裏)				
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">〇〇市〇〇町〇丁目〇〇</p> <p style="text-align: center;">〇〇土木事務所</p> <p style="text-align: center;">〇〇課 行</p> <p style="text-align: center;">(経営事項審査 申込)</p>	<p style="text-align: center;">審査指定日通知票</p> <p>1.審査指定日時 平成 年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分</p> <p>2.審査会場</p> <p>3.提出部数及び持参資料 経営事項審査申請要領参照</p> <p>4.その他 審査指定日を変更したい場合は、事前に審査担当課に連絡してください。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">行政庁使用欄</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">申請者の委任を受けた 行政書士の 郵便番号 住所 商号又は名称 代表者 (行政書士名) 気付 〇〇〇〇 (申請者の所在地とはがきの 返送先が違う場合に記入)</p>	<p>1.許可番号 知事(般・特-)第 号</p> <p>2.商号又は名称及び代表者</p> <p>3.法人・個人(どちらかに○)</p> <p>4.申請者の所在地 〒 兵庫県</p> <p>5.電話番号( ) -</p> <p>6.審査基準日(決算日) 平成 年 月 日</p> <p>7.審査希望時期 平成 年 月 (上旬・中旬・下旬)</p> <p>8.経営状況分析の申請日 (予定日含む)平成 年 月 日</p> <hr/> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">受付印</td> <td style="width: 25%;">審査指定日</td> <td style="width: 25%;">送付日</td> <td style="width: 25%;">その他</td> </tr> </table>	受付印	審査指定日	送付日	その他
受付印	審査指定日	送付日	その他				



**審査指定日通知票**

1. 審査指定日時  
平成 年 月 日 ( )  
午前 時 分  
午後 時 分

2. 審査会場

3. 提出部数及び持参資料  
経営事項審査申請要領参照

4. その他  
審査指定日を変更したい場合は、事前に審査担当課に連絡してください。

---

行政庁使用欄

1. 許可番号  
知事 (般・特一 ) 第 号

2. 商号又は名称及び代表者

3. 法人・個人 (どちらかに○)

4. 申請者の所在地  
〒  
兵庫県

5. 電話番号 ( ) -

6. 審査基準日 (決算日)  
平成 年 月 日

7. 審査希望時期  
平成 年 月 (上旬・中旬・下旬)

8. 経営状況分析の申請日  
(予定日含む)平成 年 月 日

---

行政庁使用欄

受付印	審査指定日	送付日	その他
-----	-------	-----	-----

- 注1 経営規模等評価の申請と総合評定値の請求とを併せて行う場合には、登録経営状況分析機関が交付する経営状況分析結果通知書の提出が必要ですので、往復はがきの審査希望時期欄は、経営状況分析結果通知書が受領できる時期を考慮して記入してください。
- 2 個人事業主であった者が、営業の同一性を失うことなく法人として新規に許可を取得した場合には、「6.審査基準日」欄は当該法人の設立日とみなして申請できますので、余白に「法人成り第一決算日未到来」と朱書きしてください。
- 3 代理人が申請する場合は、連絡先を電話番号欄に併記してください。